

## 令和2年5月7日（木曜日）以降の小中学校の対応について

- 日野市立小中学校は令和2年5月6日（水曜日）まで臨時休校となっておりますが、5月7日（木曜日）以降の対応については、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえる必要があります。
- しかし、現時点では国が緊急事態宣言の期間を延長するかどうかを判断する時期が未確定であり、5月7日（木曜日）は大型連休の翌日となるため、学校の対応について事前に保護者の皆様に十分な周知を行うことが難しい状況です。
- このため、大型連休を迎えるにあたり、現時点（令和2年4月28日（火曜日））での対応について、保護者の皆様へお知らせいたします。

### 5月7日（木曜日）・5月8日（金曜日）は小中学校全校を休校します

- 引き続き、感染症拡大防止のため、ご家庭での対応をお願いします。
- 保護者の仕事や疾病等、やむを得ない事情により家庭で過ごすことが困難な小学生については、引き続き小学校・学童クラブにおいて、居場所を確保します。
- 学童クラブに在籍している児童は、学童クラブにて午前8時からの受入れとなります。
- 学童クラブに在籍していない以下の対象児童については、小学校において正午まで居場所を提供します。（「小学校における子供の居場所確保事業」）

#### 【対象児童】

学童クラブに在籍していない小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者の仕事や疾病等、やむを得ない事情により家庭で過ごすことが困難な児童

※土曜日・日曜日は受入れを行いません。

#### 【実施時間】

学校の始業時刻（8時15分）から正午まで

#### 【実施内容】

一人ひとりにあった学びの見守り

#### 【昼食】

**両日ともに昼食の提供はありません。**

#### 【利用申請】

**利用申請が必要**です。5月1日（金曜日）までに各学校へ申請をお願いします。

### 5月11日（月曜日）以降の対応について

- 今後、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえ、対応が決まりましたら、改めてお知らせします。ご理解とご協力をお願いいたします。
- なお、小中学校の臨時休業が延長される場合は、学童クラブは1日育成となります。学童クラブに在籍していない小学生については、5月7日及び8日と同様に「小学校における子供の居場所確保事業」を行います。

# 児童の受入れ利用申請書

令和2年 月 日

日野市立旭が丘小学校長 宛

下記の注意事項を確認の上、学校の利用を申請します。

申請者（保護者）氏名

緊急時の連絡先①

緊急時の連絡先②

学年・組	年 組	
ふりがな		
児童氏名		
学童クラブ の在籍	どちらかに○を記入してください。	
	なし	あり 学童クラブの在籍者は受入れできません。
申請理由 ※具体的にご記 入ください。	(例) 午前中は保護者全員が就業しており、家庭で過ごすことが困難なため。	
利用日 ○を記入して ください	5月7日(木)	5月8日(金)

## 【注意事項】

- 対象者は、学童クラブに在籍していない小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者の仕事や疾病等、やむを得ない事情により家庭で過ごすことが困難な児童です。
- 利用できる期間は、5月7日(木)から5月8日(金)までです。
- 利用できる時間は、8時15分から正午までです。
- 5月7日及び8日ともに昼食の提供はありません。
- 毎日、健康観察カードを記入し、必ず提出してください。  
当日の児童の健康状態によっては受け入れができない場合があります。また、受け入れ中に体調不良等が確認された場合は、上記の緊急連絡先に学校から連絡します。その際は保護者にお迎えをお願いします。
- 5月11日(月)以降は、国の緊急事態宣言の動向や東京都の要請内容を踏まえ、改めてお知らせいたします。

締め切り 5月1日(金)午後1時まで 学校に直接提出、又はFAXでお送りください。

旭が丘小学校 FAX (042)583-3748